

手数料表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申しあげます。

1 受付手数料

求人又は求職（取扱職業のうち配ぜん人の場合のみ）の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

- ・ 求人の受付につきましては、別紙「届出制手数料表」の通り求人者様から
- ・ 求職の受付につきましては、1 件につき 7 1 0 円（消費税相当分を含む。）を求職様から

＊ただし、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が 1 箇月に月 3 件を超える場合には、3 件分を超えては申し受けません。

2 届出制手数料

就職が決定した場合には、求人者から、別紙に掲げる「届出制手数料表」により算出される額を申し受けます。

許可番号 1 4 ― ユー ― 0 1 0 0 0 0 7

事業所の名称 有限会社 京浜配膳人紹介所

所在地 神奈川県横浜市西区南幸 1 丁目 1 3 番地 1 0 号

第 2 ニューヨコハマビル

1 求職受付手数料

求職（取扱職業のうち、配ぜん人の場合のみ）の申込みを受理した場合は、受理した日以降に、次の受付手数料を申し受けます。求職の受付 1 件につき 7 1 0 円（消費税相当分を含む）

ただし、同一の求職者に掛かる求職受付手数料は 1 ヶ月に 3 件を超えては申し受けません。

2 届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	300,000 円 手数料負担者は 求人者 とします。 (分割払いでもお受けします。)
求人・求職の申し込み受理後、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金（労働条件通知書、雇用契約書等に記載されている額）の 100% (分割払いでもお受けします。) 手数料負担者は求人者 とします。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（労働条件通知書、雇用契約書等に記載されている額）の 30% (分割払いでもお受けします。) 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者	成功報酬

に対する専門的な相談・助言サービス	当該求職者の就職後、1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100%</u> （分割払いでもお受けします。） 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 <u>50,000円</u> 活動1日あたり <u>10,000円</u> 成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の <u>100%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。 （分割払いでもお受けします。）
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の <u>100%</u> 手数料負担者は、 関係雇用主 とします。
上記手数料の返戻制度	上記手数料につきましては、何れも紹介後就職に至り、その後1年間以上定着して頂けることを予定しており、1年未満に会社都合以外の理由により離職した場合は下記により一部返戻します。 1、6か月未満の離職 50% 2、1年未満の離職 30%

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 14-ユ-010007

名称 有限会社 京浜配膳人紹介所

所在地 横浜市西区南幸1丁目13番地10号 第2ニューヨークハマビル5F